

令和6年4月1日

## 男性労働者の育児休業取得率

### 1. 概要

常時雇用する労働者が1,000人を超える本会は、一般の方が容易に閲覧できるかたちとして、本会ホームページにて、「男性労働者の育児休業取得率」を以下のとおり公表することとなりました

### 2. 育児休業等の取得割合

(令和5年度実績)

: **46%** (令和4年度実績 25%)

※計算式 :  $\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$

配偶者が出産した男性労働者の数

※小数点1位以下切り捨て

### 3. 育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことを示す

- ・ 育児休業 (産後パパ育休を含む)
- ・ 法第23条第2項 (3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務) 又は第24条第1項 (小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務) の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合はその措置に休業

北海道厚生農業協同組合連合会